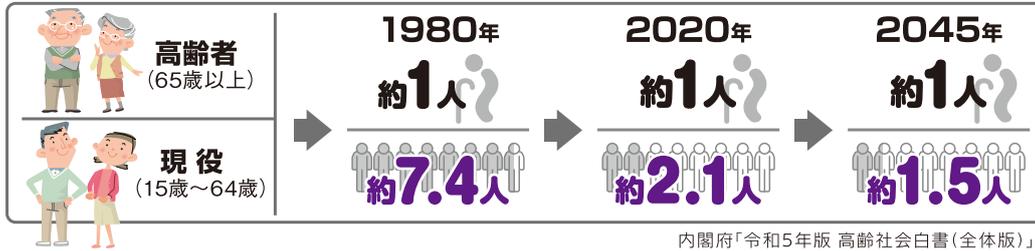


楽しい老後のために 今から始める老後の資金づくり



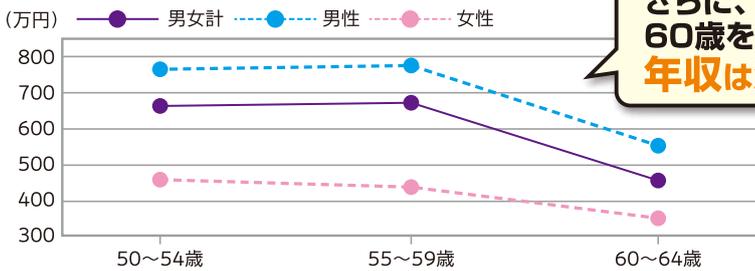
予定利率変動型年金共済
ライフロード

公的年金制度は、「現役」の方が「高齢者」をささえています。



少子高齢化で、**現役の方が減り高齢者が増えること**で将来の公的年金制度はますます不安定になります。

平均年収推移 * 残業代など除く



さらに、**60歳を過ぎると年収は減少**します

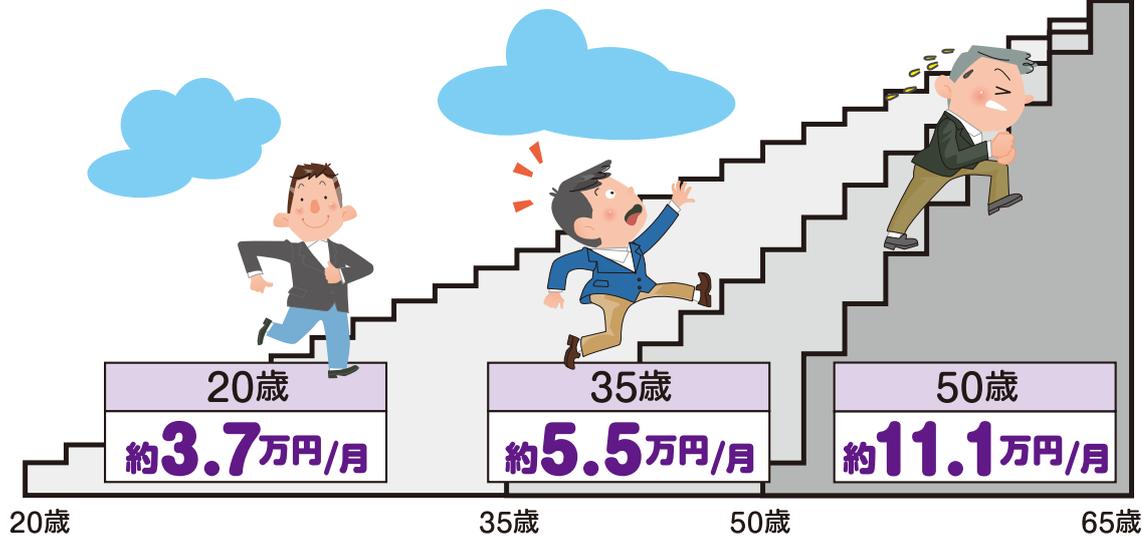
個人で老後資金を準備することが必要な時代です!



厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」をもとに J A 共済連作成

老後資金は早くから準備することで差がつきます!

65歳までに**2,000万円**を貯めるためには・・・ **2,000万円**



支出が収入より多くならないためにこのような方法で、備える必要があります。

- 節約する
- 預貯金等で備える
- 定年後も継続して働く
- 資産運用を図る
- 年金共済で備える**

*運用利益率は考慮していません。

年金共済には税法上のメリットがあります! それが個人年金保険料控除です!

課税所得金額が300万円で、年間の払込掛金の合計が8万円以上の場合

「所得税」税額速算表(平成27年以降)

| 課税所得金額 | 税率 | 速算控除額 |
|-------------------|-----|---------|
| 195万円超 330万円以下 | 10% | 9.75万円 |
| 330万円超 695万円以下 | 20% | 42.75万円 |

住民税の税率(所得割)一律 **10%**

所得税 4万円の所得控除
4万円×10%=4,000円

住民税 2.8万円の所得控除
2.8万円×10%=2,800円

合計で毎年**6,800円**の節税になります

年間**6,800円**も年数を重ねれば大きな金額に!
例えば、22歳で加入して65歳まで払い込んだとしたら、
総額約29万円も得します。

*平成25年からの復興特別所得税は考慮していません。*契約日が平成24年1月1日以降の場合です。*他の契約の状況により、生命保険料控除の合計額は、上記と異なる場合があります。*個別の税務のお取扱いについては税理士・税務署等にご確認下さい。*令和6年1月末時点の法令等にもとづき記載しております。*一定の要件を満たし、税制適格特約を付している場合に適用されます。

まだまだ年金共済のメリットがあります! 裏面で確認しましょう!



年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減らないので安心!

*予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。

早く始めるほど掛けた金額よりも年金受取総額が大きくなるのでお得!

個人年金保険料控除を活用でき、節税効果が得られます!

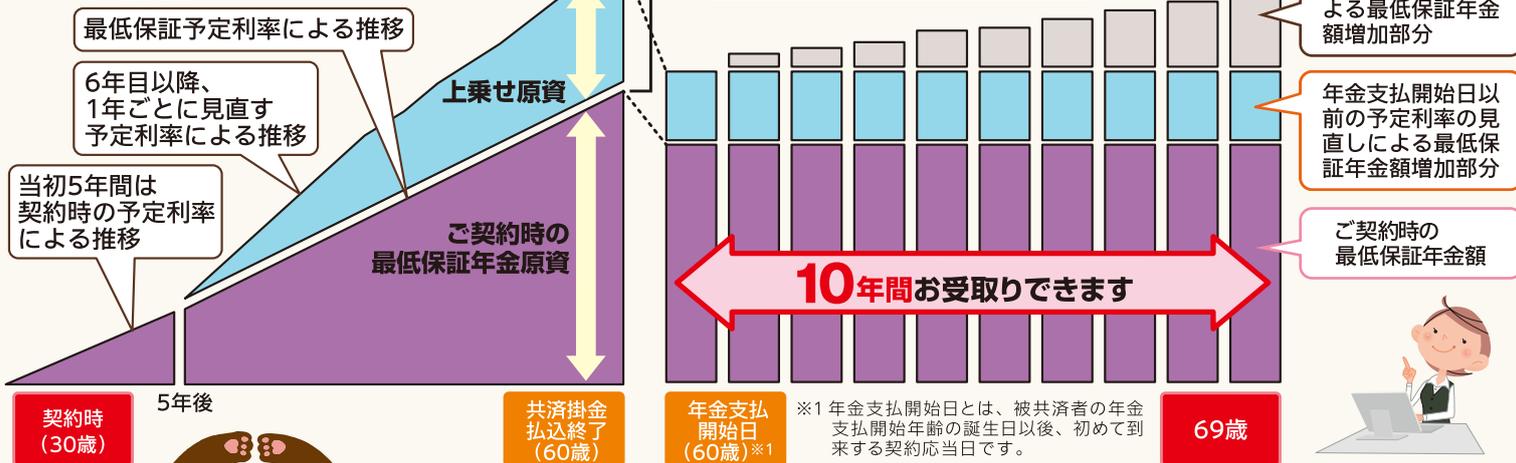
*一定の要件を満たし、税制適格特約を付加した場合に限ります。



ご契約例 定期年金タイプ(10年受取プラン)

毎月1万円払込コース

30歳加入・60歳払込終了・60歳年金開始・税制適格特約付
当初5年間の予定利率…0.60%
6年目以降適用する最低保証予定利率…0.50%
令和6年4月現在



ここまでの共済掛金累計額
360万円

10年間のお受取り総額
最低保証年金額で
10年間毎年お受取りのとき

男性 3,703,310円
女性 3,704,340円

| 予定利率に応じた年金受取総額 ^{*2} 試算 | ご契約当初5年間の予定利率 | ご契約6年目以降、60歳払込終了までの予定利率と年金受取総額 | | | |
|---------------------------------|---------------|--------------------------------|-------|----------|-------|
| | | 0.50%の場合 (最低保証予定利率) | | 1.00%の場合 | |
| | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| | 0.60% | 370万円 | 370万円 | 405万円 | 405万円 |

| ご契約例 | 加入年齢 | 払込共済掛金 | 年金受取総額(万円未満切り捨て) | | | | 節税額累計 ^{*3} |
|---|------|--------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------------|
| | | | 男性 | | 女性 | | |
| | | | 6年目以降適用する予定利率 | 6年目以降適用する予定利率 | 6年目以降適用する予定利率 | 6年目以降適用する予定利率 | |
| 令和6年4月現在 ●定期年金(10年)タイプ ●月払い:共済掛金1万円 ●60歳払込終了 ●60歳年金受取開始 ●当初5年間の予定利率0.60% ●税制適格特約付 | 20歳 | 480万円 | 506万円 | 568万円 | 506万円 | 567万円 | 27.2万円 |
| | 25歳 | 420万円 | 437万円 | 484万円 | 437万円 | 484万円 | 23.8万円 |
| | 30歳 | 360万円 | 370万円 | 405万円 | 370万円 | 405万円 | 20.4万円 |
| | 35歳 | 300万円 | 305万円 | 330万円 | 305万円 | 330万円 | 17.0万円 |
| | 40歳 | 240万円 | 241万円 | 258万円 | 241万円 | 258万円 | 13.6万円 |

*年金受取総額は、万円未満を切り捨てて表示しています。

共済掛金払込期間が長いほど大きな節税効果を得られます!

早期加入がお得です!

*2…年金受取総額とは、年金支払期間中に全期間毎年年金受取された場合の受取総額です。あくまでも試算であり、将来の年金のお受け取りをお約束するものではありません。
*3…節税効果累計は、課税所得金額195万円超330万円以下で、かつ年金共済掛金合計額年間8万円以上(平成24年1月1日以降の契約)の場合の節税額(6,800円)×払込年数で計算しています。

*この共済は、6年目以降、毎年予定利率を見直す予定利率変動型の年金共済です。*予定利率とは、共済掛金積立金を積み立てる際に適用されるあらかじめ定められた利率のことです。当共済に適用される予定利率は、ご契約当初5年は固定ですが、ご契約6年目以降は毎年見直されます。*ご契約時の予定利率は、毎年設定されます。したがってご契約時期によって適用される予定利率が異なり、最低保証年金額が変更となる場合があります。*予定利率は共済掛金積立金にかかるものであり、お支払いいただいた共済掛金全体に対するものではありません。したがって、共済掛金全体に対する利回りは予定利率よりも低くなります。記載のお取扱いについては、令和6年1月末現在の法令等にもとづくものです。法令等が変更された場合には、変更後のお取扱いの内容が適用されますのでご注意ください。個別の税務のお取扱いについては税理士・税務署等にご確認ください。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせ先